



有馬真喜子氏

ありま まきこ 1933年広島県生まれ 57年大学卒業。同年朝日新聞社入社、68年よりフジテレビニュースキャスター。国連婦人の地位委員会日本代表。95年アジア女性基金理事、副理事長。98年国民生活センター会長。04年よりユニフェム日本国内委員会理事長。06年女性人権機構設立、理事長。

から、せっせと報告書を書くと同時に手紙を書いて、あの当時の外政審議室に送ったんです。やっぱり何かをしななければいけないと。慰安婦問題に関しては戦争犯罪としては、BC級でほんのちよつと裁かれただけですよね。それなのに九一年から告発があるのに、何もしてない。外から見たら何もしてないとか映らなくて、幾らポジショントークを持って歩いたって、そんなことは何の意味も

団を出した。その調査団に当時の国連の婦人の地位向上部長だったアルジュリア出身のセラミ・メスレム氏が入ったんです。それで、住民虐殺とか、ホロコーストとか、いろんな人権侵害が調査された中で、民族浄化の手段としての女性に対するレイプ、集団的なレイプと強制妊娠、それもキャンプの中に閉じ込めて、というようなことがわかってきたのです。それが九三年の世界人権会議に出ってきたのです。一方、九一年に韓国の金学順さんがカミングアウトして、自分は慰安婦であったと名乗り出た。その事実もこの会議に流れ込んできたのです。そしてこの会議で、慰安婦問題は旧ユーゴスラビア紛争下における女性に対する暴力と関連して取り上げられました。慰安婦問題が現代的な問題と関連づけられたのです。

慰安婦の問題に対するインピュニティー、つまり罪を犯したものが訴追されなかったことが、今日のこのような犯罪を生んだといわれました。このようにして慰安婦問題が大きくクローズアップされてくるのを私は政府代表団の一員としてもすごくつらい立場で見えておりました。日本政府は、紛争下での女性に対する暴力に「カレント」という言葉を加え、「現在の」女性に対する暴力を人権侵害とすると修正しようとして、新聞に取り上げられて大変な騒動になったわけです。日本政府は慰安婦問題はサンフランシスコ条約、日韓条約で解決済みであるという立場でした。これに対して、そうではない、あれがそもそもの原因だという意見がどんどん高まっていったのです。その場で体験していて本当につらかった。とにかく何かしなきゃいけないというので、私はウイーンから、せっせと報告書を書くと同時に手紙を書いて、あの当時の外政審議室に送ったんです。やっぱり何かをしななければいけないと。慰安婦問題に関しては戦争犯罪としては、BC級でほんのちよつと裁かれただけですよね。それなのに九一年から告発があるのに、何もしてない。外から見たら何もしてないとか映らなくて、幾らポジショントークを持って歩いたって、そんなことは何の意味も

<座談会>

# フィリピン事業

— 協力に支えられて —

- 有馬真喜子 アジア女性基金理事
- 林陽子 元アジア女性基金運営審議会委員
- 松田瑞穂 前アジア女性基金業務部長

### 基金にかかわるまで

和田 これからアジア女性基金のフィリピン事業のお話を伺うんですが、まずどのような思いと経過でアジア女性基金に関わるようになったかを最初にお伺いしたいと思います。

有馬 私は、直接的には一九九三年の世界人権会議で政府代表を務めたという経験です。九三年の世界人権会議は、国連が主催するはじめての世界的な人権会議でした。冷戦の時代には人権の問題をそういう形で取り上げることができませんでした。一九八九年以降の冷戦構造崩壊の中で、国連がやるべきグローバル・イシューの世界会議ができるようになり、そのトップを切ったのが九二年の世界環境会議です。それから九三年が人権会議、九四年が人口会議、九五年が女性会議と続くわけです。本来の国連にふさわしく、人権に焦点を当てた問題が自由な雰囲気の中で取り上げられるようになったというところで、世界人権会議はものすごい盛り上がりになったというのです。この会議はウイーンで行われました。

そこでとくにクローズアップされたのが女性の人権でした。なぜかと言うと、一つには、ちょうどそのときに、ウイーンのすぐ近くで旧ユーゴスラビアの紛争が深刻になっていまして、九二年に、国連はボスニア・ヘルツェゴビナで一体何が起きているかを調査するための調査

ないというふうな手紙を書いて送ったというのが、私がかかわったそもその始まりです。

**和田** 有馬さんは朝日新聞の記者をしていらっしやったのですね。そのときから女性の人権問題にかかわりになっておられるわけですね。

**有馬** はい、大体、新聞記者のころからです。

**和田** それで、そのような活動の結果、九五年にアジア女性基金ができると、すぐ最初の副理事長におなりになられたのですね。

**有馬** はい、そのころは政府でいろんな動きがあつて、基金をつくるということになっていったんです。与党戦後五〇年プロジェクトからも意見を訊かれました。一方、民間で基金をつくろうという動きもありました。随分いろんなところからコンタクトがありました。上野千鶴子さんとか、相馬雪香さんとか、広中和歌子さんとか、いろんな方が民間で何らかの基金をつくつたらどうかと努力なさっていました。私の場合、外政審議室長が、あなたたちは、何かしろと言つた、政府も苦勞して基金をつくるのだから、かかわつてほしいと言われたので、不十分だがとにかく一歩動くことだと思つて参加しました。

**和田** なるほど。それでは、林陽子さん、お願いします。

**林** 私は、一九八三年に弁護士登録をしました。学生時代から女性の権利問題に興味があつて、女性の人権に

スのケンブリッジに自分で行くことにして、そこで勉強をしました。

それから、留学する前ですが、一九八五年の国連のナイロビ会議というのにNGOとして参加をして、そこで女性に対する暴力だとか、紛争下の女性の問題だとか、女性の健康、リプロダクティブ・ライツの問題とか、女性の人権というのは、こんなに広いものなんだなということを感じたということが、その後、自分でいろんな仕事をしていく上では非常に良い経験になつたと思います。

八九年に帰国後、イギリスで親しかった友人が、南アフリカ出身のインド人だったものだから、自由人権協会の中に反アパルトヘイト委員会をつくつて、当時はマシデラさんが拘留中でしたので、釈放のための運動をやる中で、反差別国際運動ですとか、部落解放運動とか、国際的な人権問題に取り組むNGOの方のおつき合ひもふえていきました。

九一年一二月に最初の韓国慰安婦訴訟が福島瑞穂さんたちが代理人になって始まつて、それは女性運動をやつてる人たちにとっては衝撃的だったのでですね。しかし、その時は自分が慰安婦問題にかかわるだろうとは思つていませんでした。

A P W L D (Asia Pacific Forum on Women, Law and

かかわる仕事をしたいなと思つてたのですけれども、その当時は、法律家の仕事としての女性の権利問題は、今よりすごく狭かつたのです、いまだつたら、例えばドメスティック・バイオレンスの問題とか、ストーカーの問題とか、児童買春の問題とか、人権の問題で法律家がかかわる範囲はすごく広がつてますけど、当時は労働事件、それから離婚のような家事事件、この二つが女性の権利に関心がある人が進む方向だという時代だったんですね。私は、そのうちで選ぶなら、労働事件だと思つて、労働事件専門の事務所を修習生のときに幾つか訪問をして、就職をしました。

ただ、入つてみて思つたのは、結局総評傘下の労働組合つていうのは、もうほぼ一〇〇%男性の労働組合の仕事をしている状況で、労働委員会ですとか、裁判所にかかわる事件は、タクシー労働組合とか、あとバスの労働組合だとか、そういった男性の職場事件ばかりでした。

それはそれでおもしろかったんですが、嫌だなと思つたのが何かと言うと、社会党と共産党の対立というのが労働運動の中にあつて、少数派の組合の対立でエネルギーを費しているようなところがありました。

その後、連れ合いが研究者で、ドイツに二年間行くことになつたので、私もその間、海外で自分の勉強をしたと思つて、夫がミュンヘンに行つてる間、私はイギリ

Development)という、ナイロビ会議をきっかけにできたアジア太平洋地域の女性のNGOがあります。これは、お金はノルウェー政府とカナダ政府のODAから出てるんですね。その団体がコロンボで開催した九五年一月の会議に私は参加して、橋本ヒロ子さんと初めて会つたのです。橋本さんは当時文科省の派遣でESCAPに勤めていて、ESCAPのオブザーバーとしてその会議に出ていました。

その会議は、九四年の国連人権委員会でラディカ・クマラスワミが特別報告者として女性に対する暴力の報告をしたので、そのコンサルテーションの名目で、地域のNGOから意見を聞く会をAPWLDが主催したのです。

そのことを松井やよりさんが帰国後、大きく朝日新聞に、「国連報告者が会合」みたいな記事を載せたんですね。そこで私の意見も「参加者、弁護士の林陽子さん」のコメントとして数行載せてくれたんです。それを外政審議室の美根慶樹さんをご覧になり、私の事務所にお見えになりました。

美根さんは、アジア女性基金の運営審議会委員の候補をお探しました。ただ、私はそのとき、もうフィリピンの慰安婦の訴訟が始まつて弁護団をやっていましたし、私は訴訟では「国家補償を求めると言いながら、基金はできないと最初はお断りしてたんですけれども、弁護

団長の高木健一先生は、国家補償は国家補償、基金とは矛盾しないから、やればいいという強いお考えでした。私自身も被害者の人たちの現実の生活を「変える」何かをしたいという気持ちにかられ、基金の運営審議会委員をお引き受けすることになりました。

訴訟の支援の人たち、特にフィリピン人の支援の人たちは、カンリックの支援団体の人たちが中心であり、基金にはすごく厳しい態度をとっていた人たちが多くですから、さんざん私も公開質問状などを送りつけられ批判されましたが、慰安婦問題のような複雑で大きな問題は色々なアプローチの方法があると思います。国家補償しか解決の方法はないという考えは狭すぎると私は思います。

それから、私の非常に大きな貢献は、松田さんを基金に紹介したことです。



林 陽子氏

はやし ようこ 1956年水戸市生まれ。1979年早稲田大学法学部卒業。83年弁護士登録（第二東京弁護士会）。97年にミネルバ法律事務所を開設。95－2005年アジア女性基金運営審議会委員。

**松田** そうですね。きっかけは、林さんに紹介していたということでした。私の場合、まず女性問題にかかわるようになったのは、長い間パキスタンにいたためです。パキスタンは、イスラム教の国で私がいた一九七〇年代後半ころ、女性団体ができ始めていて、女性運動は非常におもしろい地域でした。

**和田** 教会の関係でパキスタンにおられたのですか。

**松田** いえ、パキスタンにいたころは、大学に所属していて、キリスト教の団体とは関係ありませんでした。その後、シンガポールに本部のあるアジア・キリスト教協議会というアジア地域のプロテスタントの団体で女性問題の担当幹事になりました。アジア諸国の人がそれぞれ異なる分野の担当別に四年前後の任期で地域の活動を行いました。

その当時、ネリア、インダイ・サホール、韓国の尹貞玉さんとかをふくめ、アジア各国で女性運動をやり始めた人たちとの人脈が広がりました。シンガポールで五年の任期を務めて日本に帰ってきて、日本キリスト教婦人矯風会の女性の緊急避難センター（HELP）の所長、大島静子さんの後任になりました。

それまでは、女性運動を育てる仕事だったのですが、こんどは直接被害を受けた人たちの在の女性の問題をやる人が必要だということでした。尊厳事業という名前も初めはなんだろうと思いましたが、面接を受けました。有馬さんにもそのとき初めてお目にかかりました。五月にインタビューを受け、その月の終わりにはフィリピンに行ってくれという感じでした。物すごくばたばたしていました。

**林** それで、入ってすぐに一緒に行ったんですよ。

**松田** 本当に一週間あとぐらいですね。よくわからないのに報告書を書くのが大変でした。

**有馬** 一つ思い出したことがあります。河野官房長官の談話の前の韓国での聞き取り調査に、私は行くことになっていたのです。でも日程が動いたりして行きませんでした。

#### アジア女性基金の活動

**和田** そのような経過、ご事情からアジア女性基金にかかわりになられた。アジア女性基金は九五年の七月に発足し、フィリピン事業は九六年にスタートするのですが、まずフィリピンにグループとかチームを派遣をするようになったんじゃないですか。

**有馬** それは、それほど意識的じゃなかったです。基金のスタートが九五年七月ですよ。批判も多い中で、各国でいろいろ交渉の糸口を探しました。一年ぐらいのうち

被害者に対する支援は、何年かすると同じような事件の繰り返しで、ルールが敷かれた通りの支援になりがちです。必ずしも本人の希望通りの解決にならないとか、日本とアジア諸国の経済格差による「出稼ぎ」希望はリスクがわかっていても増加する一方、男性や行政の意識が変わらないと根本的な問題の解決にならないなど、直接の支援ではなく何か別の形の活動をしたと考えると、HELPをやめました。

一カ月もたたないうち、林さんが、こういう仕事があるけどどうかとお声をかけてくださいました。

矯風会も慰安婦問題にはかかわっていましたが、私としては過去の重い問題なので、人身売買の被害者の支援で良かったかと思っていたのが本音です。アジア女性基金の話は、直接慰安婦の問題ではなく、尊厳事業という現

には、基金の存在意義をはっきりさせるためにも、何かちよつとは成果を出さなければいけないという気持ちがある。みんなの中にあつたと思います。私はフィリピンに事情を聞きにいらつたということで、林さん、事務局の岡さんと一緒にいらつて、ロラズ・ハウスでいろんなお話を聞いたんです。

**和田** それが九六年の一月ですね。そのときの話をしてくださいませ。

**有馬** あのとときは、林さんは既にいく人かの人とコンタクトがおありだったと思いますけど、私はネリア・サンチヨとは、顔見知りでしたけれども、ロラ（被害者のおばあさんたちの呼び名）たちと会つたのは初めてでした。あそこのロラズ・ハウスは日本の市民運動の支援もあつてできていたところで、何かとても温かい雰囲気でも運営されていきました。いろんなバッチワークみたいなものを置いてあつたり、皆さん明るいドレスを着て集まつていられた。あのととき何人ぐらい集まつていられたんですかね。一四人ぐらいですか。雰囲気はすごく優しいんですかね。優しいんだけど、話し始めたらやつぱり、一人一人の体験というのは、ものすごいものだと感じたことを覚えていてます。

**林** こちらも、そもそも会つてくれるんだろうか、ネリアは会つてくれるにしても、被害当事者とは会えるかどうか、

うか、わからないまま行つたんですね。ところが、あちらは、手づくりの甘いお菓子を出してくれたり、飲み物をいろいろ出してくれたりして、思いのほかホスピタリティを示して、温かく迎えてくださったのが、印象的で、これだったらお話ができるかなつと感じられて、すごくうれしかったですね。

ただ、ご存じのとおり、ネリアというのは、マルコス政権時代投獄された経験もある本場の闘士ですので、後々もやつぱり、いろんなところでそういう顔は見せて、取るべき物は取るという形の交渉をやつていく戦略家だと思ひますね。

**和田** フィリピン政府の方とも折衝されたのですね。

**有馬** あのとときは、政府とも会つたと思ひます。シャハーニさん。

**林** そうです、このときです。

**有馬** シャハーニさんとは、私、個人的に割合よく知つたんです。ラモス大統領の妹さんで、国連の女性問題を総括する人道部長の経験があり、当時は、上院議員でした。

**林** うん、会いにきました。

**松田** 当時は、もうフィリピン政府のタスクフォースはできていたはずですから……。

**有馬** それまで土壌をちゃんとつくつていたのが、在フィ

リピン日本大使館です。

**林** そうですね。フィリピン側の事情としては、基金のお金が反政府運動に流れるんじゃないかということへの警戒はすごくあつたんですよね。だから、本当に被害者に行くのかどうかというところで、そんなお金がどんどん行つて反政府派の資金になるのは困るということはかなり言われました。また、フィリピン女性の役割に関する国家委員会のコミッションナー、かなり上流階級のマダムという感じの人でしたが……。

**有馬** 彼女も友達です。

**林** だから、批判的な言い方をしてましたよね。あんたたちだまされちゃいけないって。このときもう償い金の額つて決まつてたんですか。

**有馬** 決まつてないです。



松田瑞穂氏

まつだ みずほ 1941年岡山県生まれ。青山学院大学卒業。75年キナード女子大学（パキスタン）勤務。82年アジア・キリスト教協議会（シンガポール）勤務。88年日本キリスト教婦人矯風会女性の家HELPディレクター。96年—05年アジア女性基金業務部長。

**林** 決まつてないですよ。だから、まず、一〇分の一くらいの金額から交渉してみたらとも言われたんですよね。政府の中にもいろんな考えの方がいるんだなと思ひました。

### 事業対象者をどうするか

**和田** その当時、慰安婦被害者が対象になり、レイプ被害者は対象にならないということがかなり議論になりました。名乗り出てきたロサ・ヘンソンさんたちは、レイプから始まつて、そして監禁されて、継続的にレイプされたという人たちが、いわゆるそれまでの韓国のケースから考えられる、業者に送り込まれる、だまされて、連れて行かれるという人たちと全然違う人ですよ。

**林** そうですね。

**和田** それで、当然ながら、レイプ被害者との間の差別化という問題が出てきたわけですね。

そのあたりいかがでしょうか。

**有馬** 林さんがご存知と思ひますが、私の印象では、それは韓国、台湾と、フィリピンとの違いですね。ここは占領され、まさに戦場になったところで、レイプが日常的に行われていたわけですから。レイプは戦争犯罪とされていくのですか。

**林** ICC（国際刑事裁判所）以降は戦争犯罪だとされてはいますが、それはICCのローマ規程ができたからです。

**和田** それで、基金が事業実施にあたって定めた対象者の規定は「かつて戦争の時代に、旧日本軍の慰安所等で、一定期間将兵等に性的奉仕を強いられた方々」を「従軍慰安婦」と考えているというものでした。フィリピンの認定問題では、「慰安所等で一定期間……強いられた」という規定を拡大して適用したということになりますね。ですから一回限りのレイプは対象にはならないわけです。

**松田** この第一回の聞き取りに行ったときは、私はまだ基金の職員ではありませんでしたが、東京地裁の裁判は始まっていたと思います。原告には一回限りのレイプの被害者をふくめないということが、多分、支援団体のネリアたちとか、そこに登録しているロラたちにもあったのでしょうか。既にどういう人が慰安婦被害者かという仕分けができていたと思われまます。

**和田** 裁判の原告になった人は慰安婦の定義に合致する人がなっているのだとすると、一回限りのレイプという人は入っていないかったということですか。

**林** ええ、入れてなかったですね。

**有馬** ネリアが元慰安婦支援のためのリラ・ピリピーナをつくって、ラジオで呼びかけて、出てきた人に聞き取りをしてビデオをつくってる。それが二〇〇人近かった。

はできていたが、基金からの聞き取りに対しては、レイプ被害者も自分たちのリストにはおりまます、この人たちはどうなんですかという質問がなされて、「一回限りのレイプ」問題が議論されました。

### 聞き取りの結果

**和田** 九六年一月の聞き取りの結果として、これでやっていけるというようなことにつきまして、お話しいただけまますか。

**有馬** 一つ印象に残っていることは、訴訟をすることと基金を受け取ることとの関係についての論議です。これについて日本政府も必ずしもしつかり初めから考えができていたわけではないという印象を持っています。基金は償いの気持ちのあらわれであって、それは訴訟とは何かかわりもないのだというあたりを確立するのに、やはり私たちは努力したと思っています。このあたりも非常に関心が強いところです。

さっきの一回限りのレイプというのは、私の記憶では、あのときに迎えてくださったロラたちの中に、レイプの被害者がおいになったと思います。岡さんはあのとき行ってらしたですよ。

**岡** 私も印象がちょっとこちゃこちゃになっていますが、ネリアからもヘンソンさん自身からも、ワンタイムレイ

**松田** 一六九人です。

**有馬** ネリアが言っていたのは、その中には一回限りかどうかわからないけど、レイプのケースも含まれているということでした。しかし、その人たちがみんな裁判を起こしてわけではない。原告は何人でしたっけ。

**林** 最初は一八人で、次に三〇人が出て、トータルで四人です。

**有馬** 裁判を起こすケースに関しては、リラの方も非常に慎重に選んでるんじゃないですか。

**松田** リラが選んだというよりは、弁護団がきちっとした陳述書をつくれた人しか出さなかったのだと思います。陳述書を幾つか見せていただいたけど、写真が入って、慰安所がどういう所だったなどと詳細に説明したものです。

**有馬** そのあたりで、誰を慰安婦被害者とみるべきかという定義が自然につくられていったのだと思います。

**和田** リラが九六年に提出した資料には、こう書いてあります。一六九名のうち、一〇七名が「従軍慰安婦」犠牲者、五四名がレイプ犠牲者、その他五名と。

**有馬** そうですね。この中で慰安婦と考えられた人が裁判をおこしたわけです。しかし、アジア女性基金には、一回限りのレイプでも対象にしてほしいという要請が出たのです。

**松田** そうです。裁判を起こした時点で、ある程度の定義

プというのに関心があると言われたなと思返していたんです。

**和田** それで、どのような準備をされましたか。五月には今度は松田さんが行かれたのですね。

**松田** 一月に、聞き取りに行かれた有馬さんたちは、フィリピンの人たちは基金の事業を受け入れてくれるなどという大きな感触を持って帰られたのですが、フィリピン政府とリラの対立状況があり、お互い主導権を争っていたようです。そこで合同委員会に入る、入らない、リラは自分たちに認定などすべて任せられるならやるけれども、政府に認定を任せるなら被害者リストは出さないとというような状況でした。リラとしては、自分たちがどこまでリーダーシップをとれるのかということに関心があったと思われまます。

それで、五月に行ったときは、基金の事業は、政府を通さないと実現できない事業であって、そこをリラに理解してもらいながら、協力をとりつけ、フィリピン政府を通して事業をする可能性を探るというのが出張の課題だったと思います。

**有馬** なるほどね。このころは、あっちこっちの動きの間で間を取り持つみたいなことをやったんじゃないかだったかなあ。

**林** ちょうど同じ時期に、リラを支援する日本人弁護士

と民主党代議士が、私たちの行く先々、同じところを回って、基金の人に会わないように言ってまわるといふことがありましたね。

**松田** 五月というより六月の初めだったと思いますが、フィリピンに行ったときの印象は、ネリアは前から知っていたので変わりませんが、フィリピン政府側のNGOに対する不信感が強いというのがすごく強かったですね。

**有馬** 林さんの言われたことも、松田さんの話も、そのとおりだと思うんです。間を取り持つというのは、すごく大変なんですよ。

**松田** とくに高官になればなるほど、NGOに対して不信感があって、一緒にできるのかなと思っただのが第一印象でした。

**有馬** だから、それがあるから、ネリアの方は自分たちの資料を提供しないよという話になるのね。

**松田** そう。だから、一六九人のリストを手に入れるのは、なかなか大変でした。少なくとも、それが一次資料にはなるので、欲しかったですからね。

**有馬** そのあたりで、大使館がよくやっておられた。大使の熱意もありました。戦争を経験された方で、何とかしたいという気持ちがおありだったと思いますね。

## リラ・ピリピーナの態度

とになって、フィリピン政府の方で認定をもらったわけですね。

**有馬** 高木健一先生が幕張メッセで戦後補償フォーラムを開かれたのは、その前じゃないですか。

**林** 八月に入ってからすぐですよ。ロサ・ヘンソンさんが基金に来たことがあったでしょ。運営審議会にね。ネリアと一緒にしたっけ。

**松田** 空港から直接まっすぐ全日空ホテルの理事会に連れてきて、理事長に会わせました。

**和田** それはいつですか。

**有馬** 七月です。

**和田** そのときは、すでにリラ・ピリピーナは、基金をうけとりたいという人がいるなら支援するんだというポジティブな方針は持ってたんですか。

**松田** いいえ、まだまだです。

**和田** ここには、八月六日にリラが女性基金委員会を立ち上げたと書いてあります。

**松田** これは向こうが後になって出してきた、書類上の話です。というのは、ロラたちの要求に応えざるを得ないことがあったようで、委員会を立ち上げたとの情報は、ほとんど毎日やりとりしていても、ずっと後に会ったときに出てくるなど、いろいろありました。

**和田** そうすると、かえって、ヘンソンさんが日本に来ら

**和田** 次に、リラがアジア女性基金事業への被害者の申請を助けることを決めるあたりについて話してください。

**松田** それはもうちよつと後ですね。

**和田** 八月だと年表にありますよ。

**林** 日本大使館とリラの関係もちよつとこじれてしまいました。リラもずるいところがあって、例えば自分たちで五人出してきて、ワンタイムレイプのような難しいケースの人をわざとまげてくるわけですよ。それで、この五人を第一回の受取人にするのなら協力する、選ばせないという言い方をしてくるわけですよ。でも、基金としてこれまでの基準から見ると難しいケースの人がいるということになる。そこで最初の人を誰にするかという交渉を水面下ですごくやりましたよね。

**和田** それで、フィリピン政府の認定はどうなったんですか。どういう手続になったのですか。

**松田** タスクフォースの中で、司法省が責任を持つと決まっていたというくらいです。というのは、最初に受け取った四人をその前日にちゃんとインタビューをしてオーケーを出したのはタスクフォースの中で決まっていた司法省です。

**和田** 四人は、ネリアの組織に入ってたんですか。

**松田** そうです。

**和田** ですから、大体この人でいいんじゃないかというこ

れて基金を訪問され、理事長に会われたというあたりが非常に重要なことだったわけですね。

**松田** そうです。原理事長は、そのとき初めて受け取り可能な可能性のある慰安婦の人に会ったっていうことです。金学順さんが事務所を訪ねて来られたことはありましたが、抗議のためでしたから、握手するような関係であったのはヘンソンさんが最初です。

**林** 私よく覚えているわ。あの人を正面から入れるとね、マスコミがいるからだめだ、裏からって言っていたのに、ヘンソンさん正面からすつと通って来たので、えつとなつたんですから。

## フィリピンでの最初のお渡し式

**和田** やはり、もうこのあたりで事業を実施したいという考えが基金の方としてもあったわけですね。

**有馬** とにかく私が覚えているのは、日本でもフィリピンでもマスコミからわいのわいのと問い合わせがありました。一つでも受け取りの例が出ないかということでした。

**林** そうなんですね。国連人権小委員会も開催中であり、そこで何らかの発言をしたいという気持ちで横田洋三先生ら委員たちや日本政府にはあったと思います。

**有馬** 総理のサインのお詫びの手紙がなかなか届かなくて、待ちわびていたのを覚えています。

**松田** 総理のお手紙は、私と外務省の担当官で持っていました。飛行機の中でも目を離さないようにしていました。

**有馬** マスコミが、もう一〇〇人ぐらい来て、待っているのです。当時の公使は、やっぱりあのときのことは自分の外交官人生で忘れられないことだと言っておられます。こっちは、三人、四人の申請者の名前もっているわけですよ。フィリピン司法省が認定してくれるかどうかもわからないし、待ってるだけですよ。そこに松田さんが、総理の手紙を抱えてきたわけよね。

**林** 外務省の担当者がすごく緊張していた。ずっと抱えて持つてるから、私がかかって、あなた、それなくしたら懲戒免職よって言ったんですよ。

**松田** 日本からは電話がかかってくる。これは基金の存亡にかかわりますよ。外務省の担当官はもしかして、そのお渡し式のときに、NGOとか暴漢が、林先生に突進するかもしれないから、そのときはおまえが守れと言われていたようですよ。

**有馬** みんな寝てないですよ、あの日はね。

**和田** 当日の印象はどうでしたか。

**有馬** その日の朝に、発言のテキストの英語と日本語が合致しなかったの。それを刷り直したんですよ。大使館を挙げてやってくださっていました。上の階から下の階

まで持っておりたり、上がった下がったりしました。大使館が一体となって、広報だけ、政務班だけじゃなくて、あらゆる部署の人が協力して、調べて、それで一時の式までに、発言趣旨を全部の記者に配るように用意してくださいました。

ロサさんたちは四人おいでになるはずだったんですよ。ところが三人に減ったんです。お一人はどうしても顔を出したくないということでした。入ってこられたとき、みんな晴れ着じゃないですか。とつても明るい。びっくりしました。あれは本当にうれしかったですね。

**松田** あと息子さんとか家族の方も一緒でしたね。

**有馬** 息子さんが四人ぐらいついてきてましたね。

**松田** それで、控室でお茶を飲んでいただいて、果物やなんか、ホテル側からも提供されていて、そういうのを召し上がっていただいたけど、一番肝心なのが、自分の意志で受け取るということを確認する必要があったことでした。というのは、基金が押しつけて受けとらせているというふうに言われていたから、政府の関係者が全然いないところで、ご自分の意志で受け取ってくださいるんですよというのを、お一人ずつ確認したのでよく覚えています。

**有馬** それは、その少し前にロサさんが自伝を出して、その一番最後のところに基金を拒否するということを書い

ているんです。ですから、基金がロサさんに押しつけた

みたいにとられたら困るということで、みなかなり神経質になっていました。フィリピン政府は、政府の意志で認定をしてくださるわけですが、やはりもう一度受け取られる方がご本人の意志で受け取られるということを確認したので。

やっぱりあのときは涙が出ましたね。本当に、晴れやかな格好をして、穏やかにおばあさんたちが座ってるじゃないですか。この人たちが少女のときに慰安婦にされて、兵たちが毎日、それこそ性奴隷にしていたんだって思うと、私たちの国は何をしてきたんだという感じがありませんでしたね。

**和田** 大使は演説されたんですか。

**有馬** 大使もスピーチされました。

**林** ご挨拶だけでしたね。有馬さんが基本のお話しをされました。

**有馬** 林さんが司会をしてくださって、私が基金とは何か、どういう気持ちから償いの事業をしているかという文章を読み上げました。英語と日本語で。

**和田** それから、首相の手紙は。

**松田** あれは政府からだったというので、大使がお読みになったような気がしますね。

**林** 一人一人にお渡ししましたね。

**和田** それから、理事長の手紙ですね。

**松田** 理事長のお手紙、償い金と医療福祉支援の目録、それを有馬さんがお渡しました。

**和田** そうすると、総理の手紙は大使が読まれて、理事長の手紙は有馬さんが読まれたということですか。

**有馬** そうです。私が基金からのメッセージをお伝えしたわけです。

**和田** そこで、その後、ローラの方から何かお話があったのですか。

**松田** 発言がありましたね。それが本当にその場にぴったりの言葉でした。一言ずつでしたけど。

**林** そうですね。報告書にも短くまとめていただけてますけど、一人一人が非常にポジティブなお話しやってくださいました。

**松田** 記者会見でのやりとりもそのあとありました。

**有馬** 記者たちが一〇〇人以上で、テレビ・カメラが回ってる中で、これも全く自由でしたね。フィリピンというのは、報道の自由が過剰なぐらいにありますからね。

**松田** 質疑応答のやりとりは長いものでした。

#### 儀式のあと

**和田** しかし、実質的に、その後でネリアの組織としては受け取りを助けてくれたのですか。

**松田** そのときは、結局、われわれが間に入ってフィリピン政府に話をして、初めは認定の付き添いもさせないと言っていたのですが、後に付き添いなどを受け入れることになりました。

**和田** 申請書類をつくることについても援助しようというネリアたちの組織の決定があったのですか。この資料には七月六日と書いてあるんですが。

**松田** それは違います。ネリアたちの組織の中にアジア女性基金委員会ができて、秋になって何度かやりとりをして、ではそうしましょうということでした。フィリピン政府がある程度オープンになるまで、結構時間がかかりました。

**林** そうなんですね。

**松田** フィリピン政府も、あんな人たちに付き添われて、何もできないじゃないのというような考えがすごくありました。

**和田** そうすると、その間は忍耐ですね。

**松田** 大変でしたよ。当時のアジア局の担当課長には、ずっとそっちに行き放しにしろとか言われて、帰れなかったですよ。

#### 医療福祉支援事業の開始

**和田** フィリピン政府側の組織体制ができてくるわけですね。タスクフォースとか。

が、その医療福祉分の一二〇万円のことについては、何も触れてなかったんですか。

**松田** 目録で触れていました。

**有馬** それを間に合わせるために、基金の内部に医療福祉支援事業の委員会を立ち上げる必要があったんです。金平輝子さんが座長になってくださいました。なぜかと言うと、基金の内部に、フィリピンは物価が安いんだからお金が少なくてもいいんだ。償い金の二〇〇万円も下げたらどうだという物価比較論があったんです。その辺のところを、基金の理事会としてはきちっと決める必要があるということになって、金平チームができたのです。そこがいろいろと議論してくださって、理事会で償い金ほどの国も同額とする、医療福祉支援事業に関しては、物価水準にかんがみて決めるということが決まったんです。

その物価水準の指標に何をとるかというので、医療福祉ですから、例えば医薬品の価格とか、それからマツサージ料とか、幾つかをとって、それで比べて金額を韓国・台湾三〇〇万円、フィリピン二二〇万円と決めたのです。

ところが、NGOは国を越えてますから、こういう話は国境を越えて、すぐ伝わるわけです。私たちはなぜ一二〇万円なの、あちらは三〇〇万円ではないかということとは言われませんでした。

**松田** タスクフォースは基金の設立前からありました。

**和田** 認定をどういうふうにするかということについて、システムができて上がるわけですね。

**松田** 九七年一月二七日に医療福祉支援事業実施に関する覚書を取り交わしました。

**和田** 覚書（MOU）も、事業がスタートして、お渡しもしてしまっただけから、その後で、フィリピン政府と基金の間で覚書を結んだんですね。

**松田** そうです。医療福祉事業の内容をフィリピン側に伝えて、一人当たり一二〇万円、最初の年はお金がかかるから九一万円ですという方針を伝えて覚書を交わしたわけです。

フィリピン政府のタスクフォースは、それは社会福祉開発省にやらせませう、認定は司法省を中心にやりますというふうなふうに決まっていたんです。

それで、フィリピン政府がおもしろいのは、リラが積極的に何かやりますと言うと、自分たちの方でも、地方に対する事業の広報とか、検事を動員して申請のお手伝いをするとか、自分たちもやりますよと言い始めて、ある種の競争になりました。ネリアの方も自分たちもきちっとやらないと取り残されるということで、協力し始めた。

**和田** ちょっと失礼。最初に三人の方に渡したわけでは

**和田** もうこの八月、最初三人にお渡ししたときには、もう既にフィリピン一二〇万円ということは決まっていたんですか。

**有馬** 決まっていました。

**和田** どういうふうに実施するかということは、まだなんですね。

**松田** 実施についてはね。それについて、リラの方は提案をしたかったわけです。それを提案する前に、社会福祉開発省としては、自分たちで「危機的状況にあるロータチへの支援プロジェクト」の枠組みを基金と協議して作ったわけです。基金は五年間事業をやることが決まっていたので、必要なソーシャルワーカーを何人雇うかなどについて合意して、一月二二日に覚書を締結しました。

**有馬** あの覚書のときに、基金の部長がおいでになりましたよね。原理事長の代理で、あのときにお金を持ってこられたんじゃないかな。小切手をお渡ししませんでしたかね。

**林** 可能性はあると思いますよ。

**松田** その後、医療福祉支援事業がスタートしました。ヘンソンさんたちから医療福祉事業をこうしてくれという要望をきき、元慰安婦の方と社会福祉開発省がやりとりする中で、お互いの溝が少しずつ埋まっていったというのも確かです。それがあったから、ようやくスムーズに



事業が進み出し、フィリピンは当初予定したとおりの事業が何とかできました。

従って、九七年は、ようやく政府とリラ側の意見の対立がある程度解消できた年です。

**有馬** 現在のアロヨ大統領が社会福祉開発省(DSWD)の長官でいらしたときもありました。裁判は、その間、どういうふうになったの。

**林** 淡々と進んでましたよね。

**和田** 一審の判決は、いつだったですか。

**有馬** 九八年の一〇月ですね。

### 基金をサポートしてくださった方

**和田** フィリピンで基金の私書箱を設置して、管理してくださった方はどういう方なんでしょうか。

**松田** 原美根子さんです。原さんは、陸軍大佐のお嬢さまで、女子学院の中学・高校で数学を終戦の年の七月から教えていらして、定年で一九九〇年頃、引退なされた方です。聖公会の信者の方です。引退後、フィリピンを拠点として、自分の年金などでフィリピンの人々にボランティアでさまざまな支援活動をしていらっしやいます。ビザの関係でほぼ三カ月毎に日本とフィリピンを往復して、フィリピン聖公会の大学で日本語を教えておられます。また、フィリピンの若い人のための奨学金の手助け

や生活の相談、障害者の施設の設立、その運営への助言など幅広い活動をしておられる方です。

アジア女性基金が設置した被害者のための申請私書箱の郵便物を初めは大使館員が回収して下さっていました。それが一年ぐらい続きましたが、私書箱の回収も、そろそろ基金で全部やってく下さいということになって、だれかにお願ひしなければならず、それで原先生以外にはないということでお願ひしたら、快く引き受けていただいたのです。それ以来、タガログ語の申請書を自分が信頼できる方に翻訳をさせ日本に送って下さるなど、いろいろご協力をいただきました。

**和田** 頼浩敏さんと似たような立場ですか。

**有馬** そうですね。本当にあの原先生は黙って、よくやってくれました。

**松田** 決して、自分のやったことをおっしゃる方ではない。信頼できる日本の方がフィリピンにいて下さって、まだ行ったり来たりしていらっしやいますけどね。大変お世話になりました。

### 認定について

**有馬** 認定について、フィリピン政府は本当に厳密にやってくれたと思います。送られてきた資料をみて、インタ

ビューするということだけでも大変な作業ですよ。最初は検事さん一人だったけど、だんだん検事さんの数がふえましたね。フィリピンは多くの島からなっていますからね。

**松田** そうです。ほとんどの人はやっぱりマニラに出てきます。というのは、その方が結果が早いと思っっているのです。だから、はじめのうちは司法省の方が一人で行ってましたが、後にはマニラ首都圏で四人のチームになりました。最後には、地方の検事局でも受け付けてインタビューをしました。マニラに出てこれない人のためにマニラの基準と同じ質問を用意し、通達を出して一貫性のある方法でやってくださいました。

**和田** 認定作業でいうと、申請された方の申し立てが真実であるという認定のかぎになるのは、やっぱり監禁された建物の存在ということが大きいでしょうかね。

**有馬** そうですね、いろんな話し合いがありました。もちろん決定は向こうです。相談があれば、たとえば期間ほどのくらいが適当と考えるかとか、それから、解放されたときの状況、例えば、たとえ三日であっても、解放軍が攻め込んできて解放されたというケースはどう考えるかとか、いろんな意見交換がありました。今の先生の質問からすれば、やっぱり建物は大きいですね。どこか

林 ということが、かなり問題になりましたね。でも、トンネルに監禁されてたって人もいましたよね。

**松田** 監禁されていた場所について、その町の長老の人とか、それから市長とかが、それに相違ないということを、公正証書にします。

**和田** 結局のところ、私はフィリピンの事業では、いわゆる普通言われる慰安所、軍や業者が町に建てる慰安所に連れてこられて働かされていた女性からの申請が少ないと思えますが、どうでしょうか。

**林** そうですね。監禁されていた場所にほかの被害者の女性もいたっていう人たちはいましたよ。だけど、監禁されていた場所が、いわゆる慰安所かっていうと、そうじゃなくて、普通の日本人の将校の家であったり、学校であったりしたということですよ。

**松田** ギャリソン(兵営)と言っています。司令部の一部だともね。

**和田** ということは、結局、フィリピンで認定を受けた人は、ほとんどは強制された人だということになりますか。

**有馬** そうですね。話を聞いてると、日本兵が村を襲って、食料とともに、娘たちを連れて行ったとか、それから、薪木を取りに行つて、途中で捕まって、連れてこられたとか、そういうケースが結構ありました。

**松田** いわゆる慰安所に自分の意思で行つたというケースは、フィリピンの申請者の場合は……。

**有馬** ないんじゃないですかね。

**和田** ほかのところでは、いまだに、慰安婦の募集には強制性があったかなかったかと問題にしています。フィリピンの場合には、被害者を慰安婦と呼ぶことについては少し議論があるかもしれませんが。「準慰安婦」とか、「慰安所の代用施設」とか、いろいろ呼ばれています。ほとんどすべて強制的に拉致されて、強制的にさせられていたケースだということになりますね。

**有馬** フィリピンでは、強制性はなかったという人はいないです。

**林** いないですよ。

**有馬** ないですね。商売として何か一カ所にいたという人はいないと思いますね。

**松田** 日本人の将校の現地妻みたいな形の人がいたけども、そういう人は対象に入っていないですね。

### 評価会のこと

**和田** 支給された人はだんだんとふえていったわけですが、基金の最後、事業の締め切りも近づいてくるということで、何か問題ありましたか。

**有馬** フィリピンでは評価会をかなり厳密に行うようになりました。

**松田** 年二回やりました。ほぼ定期的に半年に一遍です。

**和田** それはフィリピン政府とやったのですか。

最後の方になると、その後の、それこそアフターケアの提案っていうのも、フィリピンの側から出てきた。老人病院や高齢者福祉施設をつくれないうか。そうすると、この問題が一般に広がっていくからという提案もあったし、評価会はよかったと思います。

**松田** 初めのうちは、家の改修やテレビのようなことに対しては、贅沢だとなかなか政府関係者の理解がないわけです。それで、おばあちゃんたちは、そのことで家族からせつつかれます。フィリピン人の概念で言うと、やっぱり住む所が整って、それからですよと、外見を気にします。家族のためにお金を使いたがりです。そんなことに使うのではなくて、病気になったとき、自分のために使えばなどと対立します。そこら辺のギャップをどうやって埋めて、双方の言い分を仲介するか。リラやロラたちとの決定的な対立を避けるための調整は結構しました。

だけど、一度そういう理解ができる、あとは地方にソーシャルワーカーを定期的に派遣することができるようになりしました。途中で物価が高くなって、そう頻繁に飛行機で訪問できないとか、その後も問題はありました。最終的には一〇人のソーシャルワーカー、事務員二人で医療福祉事業を実施しました。社会福祉開発省への貢献もある程度できたということで、うまくいったと思います。

**有馬** フィリピン政府のタスクフォースと日本側、私たちと日本政府と一緒にやりました。医療福祉支援事業は、国の予算を使えますから、外務省、大使館の人たちも入って一緒にやりました。

**松田** タスクフォースですので、全般的な外務省関係の問題、例えば、いま人権委員会で何が起きているかというふうな話も出ますし、具体的には医療福祉支援事業がどういうふうに進展しているか、認定はどういうふうになっているか、それこそおばあちゃんたちの健康のためには、将来こういうふうにしてほしいとかいう保健師の要望、それから女性運動的な女性の役割委員会などについても語られる。そういう総合的な評価の会を定期的に行って、問題が大きくならぬうちに解決できたこともありました。

**有馬** とくに私がよかったと思うのは、医療福祉支援事業を具体的に実施するときに、例えば、冷蔵庫は薬を保存するために熱帯ではどうしても必要だとか、そういう非常に具体的な話が出てきて、一人一人のケースを検討できた。その席には、ソーシャルワーカーの若い人たちも、みんな参加して発言していました。そういう点では、日本政府の方々、お金がどう使われているかを、見ることで、透明度が高かったと思います。もちろん最初は、そんなに整ったものじゃない。だんだん整ってきて、

**有馬** 私たちも、何となく一人一人が見えましたね。目の見えない元慰安婦の方がこう言ってる、その人にこういうことをしたとか、若い二〇代のソーシャルワーカーが話をしてくれました。その人たちは、またそのおばあさんたちが戦争の話をする。だから学んでいる、自分たちも勉強になっていると言っていました。何か、いい話だった。

### 基金の活動をふりかえって

**有馬** そうですね、申請した方の半分も認定されなかったのです。だから、その点は非常に厳密にフィリピン政府はやってくださったと思えます。

ただ、いまだに私個人として残っているのは、レイプは、必ずしも戦争犯罪の範囲に入っていないのかもわかりませんが、やっぱりこれも被害を与えていることですね。私たちは、今度の場合に、それを排除してらんですよ。

**和田** 一回限りのレイプですか。

**有馬** 一回限りというか、二回、三回でも、排除してまずよ。一定の場所に一定の期間監禁された人という定義を厳密に守ってくださったのです。そのために、被害を受けた女性たちのほとんどが、もう九割以上じゃないかと思えますけれども、そのままになったということに対しては、内心忸怩たるものがあります。

フィリピンというのは、あのように人がいいというか、

明るくておらかな人たちで、私たちを許すと言ってくださってますけれども、しかし、BC級裁判の記録を読むと、日本人に対する住民感情は非常に厳しかった国でもありますよね。目の前で夫が切り殺されて、自分は連れてこられて監禁されてレイプされるとか、それぞれがそんな経験をしている。そういうところで、私はある意味では何か恐ろしいことをやったという感じもあります。なお何か残ってるっていう感じばかり。

**林** いま有馬さんがおっしゃったことは、私も全く同じ気持ちです。それと、私は、こういう事業を通じて、やっぱりこのフィリピンの民主主義とか、女性運動のすばらしさということは、すごく肌で感じました。よくフィリピンの事業が成功したのは国が貧しかったからとか、お金が欲しかったんだっていうことを言う人たちがいますが、本当にフィリピンの社会のことをわかっていないんじゃないかって思うんですね。フィリピンの運動は、本当に女性中心の女性運動ですよ。それに対して、日本の慰安婦運動をやっている人たちの中心には男性がいて、男性が主導という面が非常に強いですね。そういう意味で、私は日本の女性運動というのは、フィリピンに比べたら何十年もおくれている、と思います。

だから、こんど有馬さん中心に「女性人権機構」が始まりますけど、そこで、基金でやり残したことを、フィリピンはできなかったと思います。基金にくるまえに、アジア地域の女性運動のような、非常に役立つ活動を五年していたことが役に立ちました。

**有馬** 私は、松田さんは事務局として、随分いいにくい厳しいことをフィリピン側に言われたと思います。それは、NGOの体験を持つ松田さんとしては、不本意なことが非常に多く、気の毒だなと思ったことが何度かありましたけれども、やはり基金の枠、制約と制度、日本政府の枠というものを守って、非常に厳密な対応をしてこられました。あるストイックな線というのは貫けたと思うんです。

と同時に、林さんも言われたように、何かフィリピンのホスピタリティと同時に、いろいろな層の女性たち、社会福祉開発省の長官でもロラたちでも、それぞれが自分の主張を持っているのが印象的でした。自分たちは主義としては反対だけれども、しかし、もらいたい人がおられる以上支援するという運動のあり方はそういう風土から出てきたし、本当に大切なものを学んだと私も思っています。

**和田** 最後に、在フィリピン大使館の方で、基金に協力をしていただいた社会福祉開発省の方々の表彰をされたね。

**有馬** されましたね。

リピンの女性たちから学んだことを自分のライフワークとして、少しずつ続けていきたいなと思っています。

**松田** そうですね。私は、事務局なので、おっしゃったように、例えばレイプのケースを広く浅く救い上げた方が、フィリピンの場合はよかったと思うけれど、一度決められた枠の中でやる事業というのは、そういう自由がないし、また、そういうことを主張すべきではないと思っていました。しかし、償い金の総額は決まっていたものではなかったもので、もう少し広く浅くと対象を広げてよかったのではというのが、申請をたくさん受けた側の反省です。

また、フィリピンの政府とNGOが、今はある種の理解に達しているわけですが、まだギャップはあります。やはり運動のやり方というのは、政府と民間は違うのだから、その違うところで、フィリピンのNGOと話ができたのかなと思います。ネリアは、確かにしたたかですがけれども、彼女はいつも率直で、できることできないことが非常にはつきりとしていました。一緒に活動した相手としては、やりやすかったので感謝しています。今でもそうです。私がそう思っているから、多分彼女の方も同じで、何か頼むと一応きちっとしたものを出してくるという関係ができたのは、非常によかったことです。

やはり、今までの積み重ねの経験がないと、こういう

**和田** それで、有馬さんがご病気でお出かけになれず、松田さんがお行きになられたんですが、そのときネリアに対する感謝の意の表明がないということで、ネリアさんに基金から感謝を伝えたらどうかということの打診をされたわけですね。その辺はどうですか。

**松田** ご本人は、自分は基金に協力したのではなく、基金を受け取ると決めた慰安婦個人に協力したのだ、と言われました。彼女の視点はそうだと思います。ですから、それは尊重されるべきだし、そうかといって、彼女がやってきたことが低く見られるものでもありません。非常にはつきりと、基金のために協力したのでないと言われました。

**有馬** ロラに協力したんだと。

**松田** そう、ロラのためにやってきたと。それが非常に彼女の気持ちを表しています。

**有馬** すつきりしていると思いますよ。

**和田** 基金としては、非常にありがたいことだと思いますね。

#### アフターケアについて

**和田** それから、アフターケアのことについて、一言お願いします。

**有馬** アフターケアのことでは、老人病院をつくったらどうかという膨大な提案があったり、いろいろありました

が、フィリピン政府のタスクフォースからの提案で、今のところ草の根無償に基づいて、具体的に進んでいます。

**松田** 老人科窓口をつくったのと、それから、その老人施設に支援をしています。

**有馬** 建物や体が不自由になった人の入浴設備をつくったりなんかしています。すごく印象的だったのは、その老人施設にたくさん若い人たちが来ていて、日比の政府間協定で日本に介護のために働きに行くための研修を受けていました。

**松田** さっきの老人施設の支援というのが、高齢者の窓口をつくって、無料で、そこに行けばすべて対応してもらえるという窓口を地方にもふやすということです。

それから、あとは草の根無償のお金を使って、バターの既成のキリスト教系の施設を充実させて、バターの周辺に多い慰安婦の方が入れる場所の枠を広げる。これがバターの施設の拡充です。

それで、同じような施設の拡充がケンソン市にも出来ていません。ジェネラル・ホスピタルの中に正式に老人科窓口ができて、ここは、慰安婦でなくても老人であれば、何十歳以上という制約はありませんが、だれでも受診がで

きて、あちこち行かなくても、そこで全部診てもらえるということ、そのぐらいが今のところ、具体的にできていることです。

**有馬** 元慰安婦だけのものが、慰安婦の方々を含めて、高齢者全体に広がってきたという、それは草の根無償の考え方として、それも確かに担当者がよくやってくれましたね。

**松田** 大使の表彰のときに担当者に伺ったら、申請があれば、今後もどんどんふやしますと言っていらつしやいました。実際問題としてネリアのところも、インダイ・サホルの組織もそういう資金を使って何か考えていたよなので、そういう可能性をうかがったら、ありますというお返事でした。

ただ、日本のそういう資金を申請するのは煩雑ですから、何回か指導をしますと言っただけだったので、その日本式の指導に耐えるかどうか……。

**和田** いや、どうもありがとうございます。この辺で、ご苦労さまでした。

二〇〇六年九月五日 基金理事長室にて